

令和7年度もりやま広報支援補助金

支援事業者 登録要領

令和7年7月4日

守山商工会議所

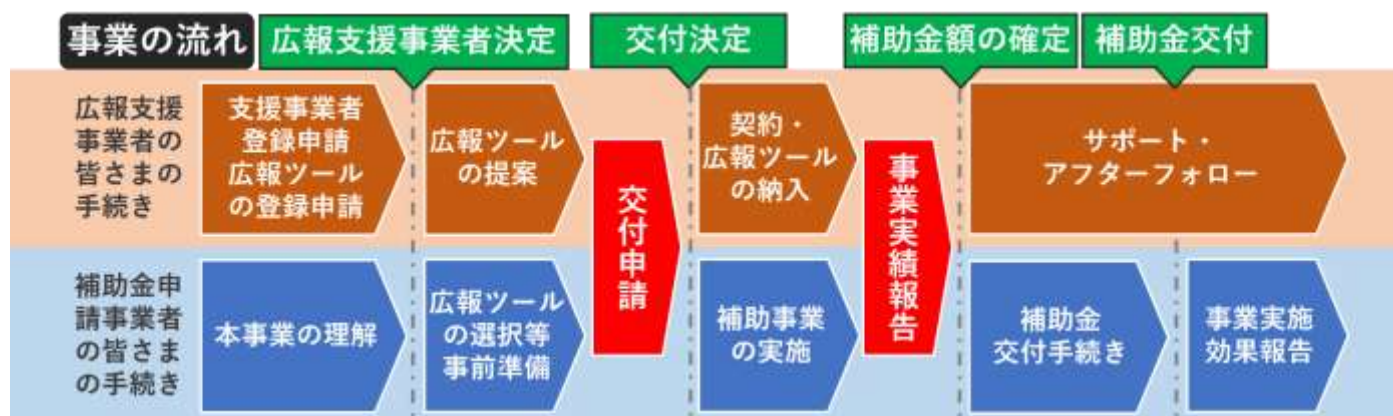
1. 事業概要

1-1 事業目的

守山市内に事業所を有する小規模事業者および中小企業または滋賀県内に事業所を有する守山商工会議所会員である小規模事業者および中小企業（以下「中小企業等」という。）が取り組む、原油価格や物価の高騰により落ち込んだ消費や販路を回復させるための広報に関連する事業の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える中小企業等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。本補助金事業は、中小企業等自らが作成した持続的な経営に向けた事業計画に基づく、地道な販路開拓等の取組（例：新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等）を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

1-2 事業の流れ

本募集は、以下の図に記載の広報支援事業者を、守山商工会議所（以下「事務局」という。）が募集するものである。



2. 広報支援事業者とは

2-1 定義と役割

(1) 広報支援事業者の定義

広報支援事業者とは、広報ツール（広報に関連したサービスを含む）の活用により原油価格や物価の高騰により落ち込んだ消費や販路を回復させることを目指す中小企業等と共に事業を実施するパートナーとして、中小企業等に対する広報ツールの説明、納品（提供）、運用方法の相談等のサポートを行う事業者。事務局に登録申請を行い、事務局による審査の結果、採択される必要がある。

(2) 広報ツールの定義

広報ツールとは、本事業において広報支援事業者が提供する広報に関連したツールやサービスの総称。

<広報ツール例>

- チラシ・カタログ・広告記事デザイン等の制作
- 新聞や雑誌等への広告掲載・折込およびポスティング
- 看板・幟等の作成・設置
- 販促品（商品・サービスの宣伝広告が掲載されているもの）の制作
- 商品販売のための動画作成・写真撮影

- 商品販売のためのウェブサイト作成や更新
- インターネット・SNS広告代行
- SEO・MEO対策
- 取得価格10万円以内の広報のためのシステム開発・導入（インターネットを活用するシステム、スマートフォン用のアプリケーションなど）
- 新たな包装パッケージ等に係るデザイン制作

（３） 広報支援事業者の役割

- （ア）中小企業等の原油価格や物価の高騰により落ち込んだ消費や販路を回復させることに資する広報ツールを事務局に登録する。
- （イ）中小企業等に対し、適切な広報ツールの提案・納品（提供）・アフターサポートを行う。
- （ウ）提供する広報ツールにより、本補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が事業目的における効果を最大限引き出せるよう補助事業のサポートを行う。

2－2 業務内容

広報支援事業者として採択後の業務の内容は、以下のとおり。

（１） 広報ツールの登録（随時）

- （ア）広報支援事業者登録（広報支援事業者登録において最低１つの広報ツールを登録申請する必要がある）が完了した後、必要に応じて広報ツールの追加登録申請が可能となる。必要に応じて広報ツールの追加登録申請を行う。

（２） 広報ツールに関する問合せ対応・周知活動

- （ア）本事業の目的等を理解した上で、事務局が公開する各種資料及び本事業のホームページ上の情報を活用し、周知活動等を行う。
- （イ）本事業の交付申請を検討している中小企業等に対し、当該事業者の経営課題等を把握して本事業の目的に沿った広報ツールの提案を行うとともに、見積もり等の依頼・問合せに対応する。

（３） 広報ツールの納品（提供）

- （ア）交付決定後、補助事業者に対し、広報ツールの契約、導入、代金の請求・受領を行い、事業の円滑な遂行を支援する。
- （イ）補助事業者に対し、事業実施に係る証憑は全て保管させ、実績報告時に提出ができるよう指導する。

＜事業実施の定義について＞

- ・ 事業実施とは、広報ツールの「①契約・申し込み」「②納品」「③支払い」の手続きが一連の流れで行われるものとする。
- ・ 「①契約・申し込み」はすべての手続きの中で先立って行われる必要があり、そのあとに続く「②納品」「③支払い」の順番は問わない。ただし、「③支払い」の前に、必ず「請求」が行われていること。
- ・ 実績報告が提出されるまでにすべての広報ツールにおいて「事業」が完了し、広報ツールの利用・運用が開始されている必要がある。
- ・ 実績報告提出後の確定検査において「①契約・申し込み」よりも先に「②納品」・「③支払い」・「請求」の手続きが行われていることが確認された場合や、「請求」よりも先に「③支払い」が行われていることが確認された場合は、補助金の交付が行えず、交付決定の取消しとなる場合がある。

（４） 広報ツール提供後のアフターサポート

- （ア）広報ツールの提供後も、補助事業者へのアフターサポート等について必要に応じて対応する。
- （イ）以下に該当する場合は、補助金辞退の手続きを行う必要があるため速やかに事務局へ報告を行うよう補助事業者へ指導を行うこと。

- ① 本事業において補助事業者が導入した広報ツールを解約・利用停止した場合

※ 複数の広報ツールを導入し、そのうちの一部を解約する場合であっても、実施している補助事業の辞退とみなす。

② 廃業、倒産、事業廃止、事業譲渡、吸収合併等により補助事業を取りやめた場合

2-3 留意事項

本事業における広報支援事業者の留意事項は、以下のとおり。

(1) 補助事業に係る登録情報、広報ツール等の管理

(ア) 広報支援事業者や広報ツールの登録情報に変更が生じた場合は、直ちに事務局へ申し出て、情報変更の依頼をすること。

(2) 補助事業に係る情報の管理

(ア) 事務局及び滋賀県が行う検査や会計検査院による会計検査に備え、補助対象事業に係る全ての書類等の情報(※)を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度終了後5年間保管し、閲覧・提出することについて協力しなければならない。

(※) 具体例：見積書、契約書、注文書、納品書、導入通知書、請求書、振込受領書、領収書等

(3) 補助事業の遂行にあたって

(ア) 広報ツールを導入するにあたり、補助事業者と締結する契約に従い、誠実に業務を行うこと。

(イ) 補助事業を遂行する上で、補助事業者との間に発生する係争、トラブルについては、事務局ではその責を一切負わず、広報支援事業者と補助事業者間で対応し、解決すること。

(ウ) 補助事業者や補助金の申請を行おうとする者から事務局に対し、広報支援事業者に関するクレームやトラブル報告が頻発した場合、検査の上、広報支援事業者として不適切と認められる事象等があったと事務局が判断した場合は、不正行為に該当するとみなし、処分の対象となる場合がある。

(エ) 補助事業実施期間とその前後に、立入調査を行う場合がある。立入調査は、予告なく実施される場合がある。予告の有無に関わらず検査への協力が得られない場合は、処分の対象となる場合がある。

3. 広報支援事業者の登録要件

広報支援事業者として登録申請を行う際、以下の要件に反する場合、登録はできない。広報支援事業者として登録が完了した後も以下の要件に反する事象が見受けられた場合には、本要領「2-3 留意事項(5) 不正行為について」に抵触するとみなし、処分の対象となる場合がある。

3-1 登録に伴う主な要件

以下の要件の他、登録申請の手続き時に表示されるその他の全ての項目についても確認の上、宣誓を行うこと。

(ア) 登録申請時点において、守山市内に事業所を有するまたは守山商工会議所会員の小規模事業者および中小企業であること。

(イ) 事業実施に伴い、補助事業者に提供できる広報ツールがあること。

(ウ) 広報支援事業者リストへの事業所情報や広報ツールに関する情報の掲載に同意すること。

(エ) 登録申請に必要な各種様式を必ず提出すること。

(オ) 反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係をもつ意思がないこと。

(カ) 登録申請時点のみならず、補助事業実施期間中においても、訴訟や法令遵守上において、補助事業遂行に支障をきたすような問題を抱えていないこと。

(キ) 事務局に提出した情報は、事務局から滋賀県に報告するとともに、事務局および滋賀県が以下の目的で利用することに同意すること。なお、補助事業者からの情報提供を受け広報支援事業者が提出する情報については、予め補助事業者の同意を得ておくこと。

- ① 本事業における審査、選考、事業管理のため
- ② 本事業実施期間中、実施後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ③ 統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成し、公表するため
- ④ 各種事業に関するお知らせのため
- ⑤ 法令に基づく場合
- ⑥ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、広報支援事業者の同意を得ることが困難である場合
- ⑦ 事務局および滋賀県が本事業の遂行に必要な手続き等を行うため

3-2 広報支援事業者の選定について

事務局にて申請内容について審査を行い、広報支援事業者を採択する。採択情報は、本事業のホームページ等にて公表する。

※ 審査の過程において不明な点があった場合には、事務局は登録申請を差し戻し、登録申請情報の修正、もしくは追加書類の提出を求めることがある。

※ 差し戻し後、事務局が別途定める期日までに提出がない場合、登録申請の取消しとなるため速やかに対応すること。

4. 申請方法

4-1 登録申請

(1) 守山商工会議所HPより申請様式をダウンロードする。

(2) 上記様式に ① 広報支援事業者としての基本情報、② 自社で取り扱う広報ツールの情報 等を入力し、必要に応じて補足資料と共にメールにて提出し、登録申請を行う。

4-2 申請書類

申請に必要となる情報（入力情報及び添付書類）は以下のとおり。

※代替書類は一切認められないため、予め留意すること。

(1) 必須書類

(ア) 様式 7 広報支援事業者登録申請書

(イ) 様式 8 広報ツール申請書 ※HP等掲載用画像データも別途必要

(ウ) 広報支援事業者の登録申請に伴う宣誓・同意書

(2) 事業実態等が確認できる書類 ※非会員のみ。当所会員事業所は提出不要

(ア) 法人の場合

① 履歴事項全部証明書写し（発行から3か月以内のもの）

② 税務署の発行する法人税の直近の納税証明書(その1又はその2)

※ 1期の決算を迎えたうえで提出すること

(イ) 個人事業主の場合

① 運転免許証（有効期限内のもの）、運転経歴証明書もしくは住民票の写し（発行から3か月以内のもの）

② 税務署の発行する所得税の直近の納税証明書（その1もしくはその2）

③ 確定申告書Bの控え（令和4年（2022年）分の確定申告書）

※ただし、やむを得ない事情がある場合は令和3年分の提出も可能とする。

＜確定申告書は、税務署が受領したことが分かるもののみを対象とする＞

以下、3点のいずれかにより受領が確認できること

① 「確定申告書B第一表の控え」に収受日付印が押印されていること。

② 「確定申告書B第一表の控え」に受付番号と受付日時が印字されていること。

③ 「確定申告書B第一表の控え」と「受信通知（メール詳細）」が添付できること。

※上記①～③の方法で受領が確認できない場合は、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」を提出することで代替することができる。その場合、納税証明書の添付の際に、納税証明書（その2 所得金額用）を添付すること。

＜税務署にて発行される納税証明書は以下の4種類＞

広報支援事業者登録申請にて有効となる納税証明書は、法人・個人事業主ともに、（その1）もしくは（その2）のみであるため留意すること。

納税証明書の種類	証明内容	対象
納税証明書（その1）	納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等	○
納税証明書（その2）	法人税(法人)又は申告所得税(個人事業主)にかかる所得金額	○
納税証明書（その3）	未納の税額が無いこと	×
納税証明書（その4）	滞納処分を受けたことが無いこと	×

4－3 登録申請期間

2025年7月2日（水）から随時※

※採択情報は、本事業のホームページ等において適時公開。

5. 各種問合せ

5－1 本事業のホームページ

令和7年度もりやま広報支援補助金ホームページ

URL: https://moriyama-cci.or.jp/2025/07/02/r7_prhojo/

令和7年度もりやま広報支援補助金 広報支援事業者募集ページ

URL: https://moriyama-cci.or.jp/2025/07/02/r7_prhojo2/

5－2 お問い合わせ先

お問い合わせ時間：8:30～17:15／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

TEL: 077-582-2425

FAX: 077-582-1551

メール: koho@moriyama-cci.or.jp